

「暗号資産交換業者」および「資金移動業者」へのお振込みについて

平素より山形第一信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。近年、金融犯罪の手口が巧妙かつ多様化し、インターネットバンキングにおける不正送金やロマンス詐欺・SNS型投資詐欺事案において、被害金が暗号資産交換業者や資金移動業者の金融機関口座宛てに送金される事例が発生しております。

このような情勢を踏まえ、当組合では、お客さま保護および詐欺被害防止の観点から、暗号資産交換業者および資金移動業者の金融機関口座宛てに対し口座名義人名と異なる振込依頼人名に変更して送金されるような異名義人送金については、お振込みを制限させていただく場合がございます。

《振込名義変更による暗号資産交換業者及び資金移動業者への振込み》

- ・暗号資産交換業者及び資金移動業者の金融機関口座に対し、送金元口座
(法人口座を含む) の口座名義人名と異なる依頼人名で行う振込み

また、お客さまが詐欺被害に遭われていないかなど不正送金(振込)の未然防止のため、振込み理由を確認するとともに、必要に応じて疎明資料等を提出していただく場合がございます。

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切な資産を守るため、ご理解賜りますようお願い申しあげます。

以上